

一般社団法人日本呼吸器学会
理事選挙に関する細則

2002年8月22日制定

1. 理事の選挙人は、代議員とする。ただし、代議員の選挙直後に行う理事選挙の場合は、新しく選任された代議員とする。理事選挙は、補欠選挙を含めて、すべて電子選挙で行う。
2. 理事の被選挙人は、代議員とする。ただし、代議員の選挙直後に行う理事選挙の場合は、新しく選任された代議員とする。なお、理事選挙後に最初に到来する3月31日までに満65歳に達する者は、被選挙人を辞退する。
3. 理事の選出は各支部において代議員中より互選し、総会がこれを選任するが、その定数は30名を支部の会員数を全会員数で除した割合で配分し、各支部の定数計算の結果、小数点以下を切り上げた整数名とする。この場合、各支部を合計した員数が定款記載の理事定数35名を超える場合には、35名になるまで切り上げ幅の大きい支部（計算上の小数点以下の数値の小さい支部）から1名ずつ減員する調整を行う。

計算式は以下の通りとする。

$$30 \text{ 名} \times \text{当該支部会員数} \div \text{全会員数}$$

4. 理事が欠けた場合には、欠員理事を選出した支部において補欠選挙を実施する。選出された理事の任期は、欠員となった前任者の退任時期までとする。但し、総会での選出時期が、通常の理事改選時期と重なる場合には、補欠選挙は実施せず、欠員のままとする。

附 則

1. この細則は、この法人設立時の総会の承認により文部科学大臣の設立許可のあった日から施行する。
2. 理事選挙に関しては、理事会が選挙管理委員会としてその業務を担当する。
3. 平成17年6月18日 一部改定
平成23年10月5日 一部改定(新定款対応、理事定数)
平成24年12月7日 一部改定(理事定数)
平成25年12月6日 一部改定(理事定数)
平成27年4月16日 一部改定(理事定数)
平成29年4月20日 一部改訂(理事定数)
平成30年12月14日 一部改訂(理事選挙)